

## 要 旨

組織の公文書、地域の歴史資料（地域資料）を保存し活用しながら後世に残していくことが必要である。過去の「古い」文書を残すだけでなく現在自治体のもつ「今」の文書を将来へ残していくための公文書管理条例や公文書館設立が進んでいるものの全国では公文書管理条例制定が20余、自治体公文書館は140余に過ぎない。これを推進するための自治体間の支援・連携が必要である。本稿ではこのような現状を踏まえ香川県立文書館の県内8市9町の市町支援について考察する。

福岡県や鳥取県にみる地方自治の制度的整備に則った県による「共同」「共通」の支援体制・制度がある。香川県では県と高松市・三豊市の2市が公文書管理条例と公文書館条例に基づく公文書館をもち、「自前」でできている。香川の現状と福岡・鳥取の比較で施設面あるいは法的整備の必要性を考える。

その際、現在検討途上にある丸亀市を素材とする。県内3例及び2県を比較・考察し、丸亀市から県への期待、それを受けて県の可能な支援、必要な支援などを考える。

その際には、その県の公文書館の特徴的な実践を生かし、市町に広めていくことが有効である。香川県の場合それは文書館内にある。

その特徴の第一は公文書管理条例による公文書のライフサイクルにおいて館が保存期間内の現用文書と現用書庫の管理をも行う「現用・非現用の一体的管理」を行っていることである。第二は「統合アーカイブズ」である。「統合アーカイブズ」は国・地方自治体の「組織内アーカイブズ」（公文書）と組織外からの「収集アーカイブズ」（主に古文書）を併せ持つ「統合アーカイブズ」の文書館である。

「現用・非現用の一体的管理」と「統合アーカイブズ」の双方、即ち「現用から古文書まで」を保存している。

「現用・非現用の一体的管理」と「統合アーカイブズ」によって、行政利用（職員利用）や市民利用の増加が見込まれるなどメリットがある。

しかしながら、それがそのまま県内市町に導入できるか、導入したとして市町の場合にも有効か、市町は望んでいるか、は検討を要する。

それを丸亀市の議会会議録から公文書管理条例と公文書館の検討過程を読み取ることとで検討する。